当別町地域包括支援センター運営事業　仕様書

１　業務名

　　当別町地域包括支援センター運営事業

２　業務の目的

　　地域包括支援センターは、介護保険法第１１５条の４６第１項により、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、町においても総合保健福祉センター「ゆとろ」内に設置している。

　　町の地域包括支援センターは、介護保険法及びその他厚生労働省令に定める事業実施はもちろんのこと、第８期の町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において、「地域包括ケアシステム」の実現に向けた中心的役割として位置付けている。

　　また、地域包括ケアシステムを単に高齢者だけの問題を解決する仕組みとしてではなく、高齢・障がい・生活困窮・子育てといった、町全体の福祉に関する諸問題を包括的にとらえ解決に導く仕組みづくりである「当別町版地域包括ケアシステム」の構築を目指しており、町と地域包括支援センターが地域づくりの方向性を共有し、一体性・連動性のある施策展開を進めていくことを目的とする。

３　契約期間

　　令和４年４月１日から令和５年３月３１日まで

４　設置運営

　（１）設置場所

　　　当別町西町３２番地２　総合保健福祉センター「ゆとろ」内

（２）開所日等

　　　月曜日から金曜日の午前８時４５分から午後５時１５分とする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び１２月２９日から翌年１月３日を除くとし、電話相談は年中無休とする。

５　業務の内容

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第145条の46第1項に基づき、国の定める地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知の別紙）及び当別町の定める地域包括支援センター運営事業実施規則（平成27年3月31日規則第24号）に規定する業務のうち、以下の業務について実施すること。

　　また、センターの運営にあたっては、国の「地域包括支援センターの設置運営について」（平成18年10月18日老計発第1018001号、老振発第1018001号、老老発第1018001号）による通知の内容を参照するとともに、別途町の定める当別町地域包括支援センター運営方針を遵守すること。

　　　なお、業務遂行にあっては、新型コロナウイルス感染症対策、業務の効率化を図るために、ＩＣＴやデジタル機器を活用すること。

（１）総合相談支援業務

　総合相談支援業務は、地域包括ケアシステムの推進を担う機関として、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、地域住民の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、高齢者に関する相談だけではなく、障がいや子育て、生活困窮等の複合的な課題を抱えた家族への支援として、制度横断的な相談についてもワンストップで一旦受けとめ、適切な保健・医療・福祉サービスや機関または制度の利用につなげる等の支援を目的とする。

　また、第４期地域福祉計画において検討している重層的支援体制整備事業における包括的相談支援事業についても、今回配置する管理者を含め体制の構築について想定・準備をすること。

　顔の見える相談体制づくりとして、遠方の家族が地域包括センターの窓口に来なくても、対象者（高齢者）・相談者・センター職員３者で対面相談ができるよう、ＩＣＴ機器を使った相談体制を整えるとともに新型コロナウイルス対策として通常の相談業務においても積極的に活用すること。

　　　なお、生活支援体制整備事業で生活支援コーディネーターが実施するケアラー調査について、協力及び支援を行うこと。

○ 主な業務内容

① 総合相談支援

② 地域におけるネットワークの構築

③ 支援が必要な高齢者等の実態把握

④ ケアラー調査への協力・支援

　（２）権利擁護業務

　権利擁護業務は、地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、必要な支援を行うことを目的とする。

　また、高齢者虐待の予防や早期発見、虐待対応時の権利擁護に向けた速やかな支援、虐待を行っている養護者への適切な支援ができるよう、住民や関係機関へ権利擁護についての啓発普及を行う。

○ 主な業務内容

① 高齢者虐待（疑い含む）への対応

② 高齢者虐待の予防・啓発

③ 成年後見支援センターとの連携

④ 消費者被害の防止

　（３）包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務は、在宅・施設・医療機関・地域関係機関の多職種における連携と協働の体制を構築し、介護支援専門員に対する支援を行う。また、介護支援専門員から受けた相談事例について、内容を整理・分類を行い、経年的に件数の把握を行うことを目的とする。

○ 主な業務内容

① 介護支援専門員への日常的な個別指導相談支援

② 地域における介護支援専門員のネットワークの活用

（４）地域ケア会議推進事業

　当別町では、町民が住み慣れた地域で継続して生活できるよう、地域の関係機関、団体が協働し、地域全体で支援することを目的とし、包括的・継続的ケアマネジメント業務の効果的な実施のために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関・団体により構成される地域ケア会議を実施している。

　地域ケア会議は個別ケースを検討する会議から地域課題の解決を検討する場まで一体的に取組んでいくことが重要であることから、地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、年間予定等を盛り込んだ開催計画を策定し、全参加機関を参集するネットワーク会議と、目的ごとに関係機関を募り参集する専門部会をセンターの主催で開催するとともに、個別ケースの検討については、地域ケア個別会議として随時個別処遇検討会議を実施すること。

　年間の会議スケジュールや専門部会体制等、会議の運営に必要な事項は、町とセンターで事前に内容の協議を行い、緊密に連携し、かつ役割分担を行いながら実施すること。

○ 主な業務内容

① 地域ケア推進会議（６回以上）

② 個別会議（１２回以上）

③ 自立支援型地域ケア会議（６回以上）

（５）指定介護予防支援事業及び第１号介護予防支援事業

　指定介護予防支援は、介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、その心身の状況等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整などを行うものである。

　この指定介護予防支援の業務は、地域包括支援センター（以下「センター」という。）が行う業務とされており、法第115 条の22 の規定に基づき、町の指定を受けること。また、業務の実施に当たっては、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18 年厚生労働省令第37 号。以下「指定介護予防支援基準」という。）及び当別町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準に関する条例（平成26年12月12日条例第25号）を遵守すること。

　第１号介護予防支援事業は、法第115 条の45 第１項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）のうち、平成27 年３月31 日厚生労働省告示第197 号に定める基本チェックリストに該当する第１号被保険者、及び居宅要支援被保険者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況等に応じて、その選択に基づき、適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行う業務である。（法第115 条の45 第１項第１号ニ）

　指定介護予防支援及び第１号介護予防支援事業は、制度としては別のものであるが、その実施に当たっては、共通の考え方に基づき、一体的に行うこと。

　●　指定介護予防支援業務の委託について

指定介護予防支援事業者たるセンターは、指定介護予防支援業務のうち一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができる。この委託に当たっては、次の点に留意の上、行うこと。

① センターが業務の一部を委託する場合においても、指定介護予防支援基準第30 条に規定するアセスメント業務や介護予防サービス計画の作成業務等が一体的に行われるよう配慮しなければならないこと。

② 業務を受託する指定居宅介護支援事業者は、都道府県知事が実施する介護予防支援に関する研修を受講する等必要な知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する事業者である必要があること。

③ 指定介護予防支援に係る責任主体は、指定介護予防支援事業者たるセンターであり、委託を行った場合であっても、委託先の指定居宅介護支援事業者が介護予防サービス計画の原案を作成する場合には、当該計画が適切に作成されているか、内容が妥当か等について確認を行うこと、また、委託先の指定居宅介護支援事業者が評価を行った場合には、当該評価の内容について確認を行い、当該評価を踏まえ今後の指定介護予防支援の方針等を決定すること。

④ 委託料については、介護予防サービス計画費、指定居宅介護支援事務所への委託範囲を勘案して、業務量に見合った適切な額を、センターが指定居宅介護支援事業所との契約において設定すること。

⑤ 指定介護予防支援を委託するにあたっては、正当な理由なしに特定の指定居宅介護支援事業者に偏らないこと。

⑥ 指定介護予防支援を委託するにあたっては、委託先の指定居宅介護支援事業所の業務に支障の無い範囲で委託すること

　●　第１号介護予防支援事業の委託について

町は、介護予防ケアマネジメント（第１号介護予防支援事業）の実施をセンターに委託する。この委託に係る介護予防ケアマネジメント費の１件当たりの単価等必要な事項については、別途町が定める。

包括的支援事業全体の円滑な実施に向けて、センターは第１号介護予防支援事業の一部を指定居宅介護支援事業所に委託することができるが、委託に当たっては、上記に掲げる①～⑥を踏まえるとともに、「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第１号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について」（平成27 年６月５日老振発0605 第１号厚生労働省老健局振興課長通知）を参考とすること。

　（６）自立支援・介護予防・重度化防止の推進

　　　高齢者がいきいきと自分らしく暮らす生活を維持し、地域の中で役割ややりがいをもって活躍することができるよう、高齢者が主体的にかつ日常的に健康維持・介護予防に取り組むために、知識の習得や運動・栄養・口腔・認知機能などの心身機能の改善に関する意識付けや、実践する機会の提供に努めること。

また趣味活動等を通じた社会参加・地域活動ができる場の充実のほか、高齢者がこれまで培った技能、経験、知識や有する能力を生かして地域に貢献する場の拡大に努めること。

事業の企画・調整・実施に際しては、生活支援コーディネーターの活動と協働し、町、社会福祉協議会、介護事業者や北海道医療大学などの関係機関とも連携・協働して総合的な自立支援・介護予防・重度化防止に取り組むこと。

（７）在宅医療・介護連携推進事業

　　　医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、日常の療養支援、入退院の支援、急変時の対応、見取りの場面等において、医療や介護等の多職種が連携し、切れ目のない支援体制の構築のための取り組みを行うこと。

　　　また退院連絡ルートに基づき退院調整の地域の窓口として、医療機関から連絡を受けた場合は、速やかに関係機関と連携し対応するとともに、多職種連携情報共有システムの活用や利用拡大を積極的に進めること。

（８）認知症総合支援事業

認知症になっても本人の意思が尊重されできる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるために、認知症の状態に応じた適切な医療や介護サービスが提供される体制や家族に対する支援等施策の充実を図ること。

① 認知症高齢者の早期発見・早期対応

認知症の人やその家族を支援する相談支援体制の構築を図るため、認知症初期集中支援チーム（以下「支援チーム」という。）をセンター内に設置し、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築し、認知症初期集中支援事業を推進すること。

支援チームの体制は、町が委託する認知症サポート医１名、センターの介護系専門職１名、町及びセンターの医療系専門職各１名の計４名で構成すること。複数の専門職が認知症が疑われる人及びその家族を訪問し、認知症サポート医との連携のもと、アセスメント、家族支援等の初期の支援を包括的・集中的（おおむね６か月程度）に行い、自立生活のサポートを行うこと。

② 認知症地域支援・ケア向上事業

「認知症地域支援推進員（以下「推進員」という。）」をセンター内に１名配置し、当該推進員を中心として、認知症の人やその家族を支援する相談支援業務と、その相談支援体制の構築、認知症初期集中支援チームと連動した医療・介護の支援ネットワークの構築、認知症の地域支援力・ケアの向上をめざし、地域のかかりつけ医及び認知症疾患医療センターを含む医療機関、介護サービス事業者、地域の関係機関等との連携強化に取り組むこと。

また、地域支援活動を通じ認知症の方の実態把握や課題を整理し、必要な社会資源の開発に向けて取り組み、認知症バリアフリーの推進や若年性認知症の人への支援体制について検討を進めること。

また、認知症の人の状態・症状の段階に応じた適切なサービス提供の流れを示し、どのように認知症の人を地域で支えていくかを明示する認知症ガイドブック（認知症ケアパス）を周知し利用の促進を図ること。

③ 認知症サポーター養成講座の継続実施

地域全体で認知症を理解し、正しい知識と情報を普及啓発していくために、認知症サポーター養成講座を継続して実施し、認知症の人を地域で支える仕組みを構築すること。

④ あったかサポーター（チームオレンジ）活動の支援

認知症の方とその家族を支えるため、「あったかサポーター」が認知症の方の話し相手や見守り等地域とのつながりが途切れないように地域で支える活動を支援すること。

⑤ SOSネットワーク事業の推進

認知症などにより行方不明となった方を協力機関と連携して速やかに発見できるよう、当別町ＳＯＳネットワーク事業の円滑な運営を町とともに進め、高齢者の安全と安心を支える体制を整備すること。ＳＯＳ事前登録を進め、地域ケア会議の個別会議で地域の関係者間で共有する仕組みを継続すること。

協力機関との意見交換や意識向上を図るため、町とともにＳＯＳネットワーク事業推進会議を実施すること。また、町内会毎に模擬訓練を行い地域全体での見守り体制の充実に向けた取り組みを推進すること。

⑥ 介護をする家族への支援

認知症当事者や介護者の思いや悩みを表出でき、必要な介護情報等を共有することで介護負担や不安の軽減につながるように、居宅介護支援専門員や「介護者と共に歩む会」と連携して認知症カフェを継続的に実施し、介護する家族に寄り添った支援を展開すること。

６　委託料積算に係る留意事項

　本事業の委託料の積算にあたっては、別紙「委託料積算に係る参考資料」を参照するとともに、以下の事項に留意すること。

1. 事業費区分について

　委託料の積算においては、本仕様書５（１）～（７）の事業に係る費用を「総合相談支援事業分」、５（８）の事業に係る費用を「認知症総合支援事業分」として、区分して見積もること。なお、委託契約については、両事業を一本の契約とし、支払方法についても同様に両事業の委託料総額を四半期ごとに分割し概算による支払を予定している。１０００円未満の端数が生じるときは第１四半期にまとめることとする。

1. 指定介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメント費の取扱い及び積算について

　指定介護予防支援事業及び第１号介護予防支援事業を実施することにより発生する、介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメント費（以下「プラン作成収入」という。）については、当別町が国民健康保険団体連合会に支払処理業務を委託するため、国民健康保険団体連合会より当別町地域包括支援センターへ支払われることに留意すること。

　また、本事業の積算にあたっては、委託事業のうち総合相談支援事業分に係る費用の総額から、プラン作成収入の見込額を差し引いた額を見積もること。見込額については、以下を参考とすること。

　なお、令和２年度の再委託の委託料はケアプラン作成料の９割である。

○ 令和２年度当別町地域包括支援センター介護予防支援等実績

　プラン作成件数：２，１１８件

　プラン作成収入：９，３３１，３５３円

（３）光熱水費について

　　業務場所は総合保健福祉センターゆとろとするため、光熱水費については、行政財産使用料と読み替え以下を参考とすること。

　○令和２年度の行政財産使用料：６２，３０６円

７ 職員の配置等

　　センターの人員配置については、法第115条の46第4項及び当別町地域包括支援センターの職員及び運営の基準に関する条例（平成26年12月12日条例第26号）の定める基準を遵守するとともに、以下の事項に留意し配置すること。

（１）センターの人員

　センターには、上記「総合相談支援事業分」を適切に実施するため、原則として①保健師、②社会福祉士、③主任介護支援専門員を置くこととし、さらに専任職員の管理者を１名、センターに置くこと。

　　管理者は、上記①から③までの資格を有するものもしくは、次に掲げる者とし、センター全体をマネジメントすると共に、各三職種にスーパーバイズできるものとする。

　三職種の確保が困難である等の事情により、この人員によりがたい場合には、これらに準ずる者として、以下に掲げる者を配置することもできる。

① 保健師に準ずる者として、地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師。なお、この経験のある看護師には准看護師は含まないものとする。

② 社会福祉士に準ずる者として、福祉事務所の現業員等の業務経験が５年以上又は介護支援専門員の業務経験が３年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に３年以上従事した経験を有する者

③ 主任介護支援専門員に準ずる者として、「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14 年４月24 日付け老発第0424003 号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者

　このほか、次項に掲げるとおり、「指定介護予防支援事業及び第１号介護予防支援事業」に主に従事する者を１名以上、「認知症総合支援事業」を適切に実施するため、「認知症初期集中支援チーム」のチーム員として介護系専門職及び医療系専門職を各１名、「認知症地域支援推進員」として介護系専門職又は医療系専門職を１名、それぞれセンター内に配置すること。

（２）指定介護予防支援事業及び第１号介護予防支援事業に主に従事する者の配置につい　　て

　指定介護予防支援事業者として、センターは保健師その他介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を、事業が円滑に実施できるよう、１人以上の必要数を配置しなくてはならない。

　この担当職員は、（３）のとおりセンターの業務を兼務することも可能とするが、近年の要支援者の増加及び総合事業の開始に伴い、介護予防ケアマネジメントが必要な者は今後ますます増加していく見込みであることから、原則として、（１）に掲げる三職種のほか、当該業務に主に従事する者を１名以上配置すること。

　この担当職員は、次のいずれかの要件を満たすものであって、北海道が実施する介護予防支援に関する研修を受講する等必要な知識及び能力を有する者を充てること。

① 保健師

② 介護支援専門員

③ 社会福祉士

④ 経験ある看護師

⑤ 高齢者保健福祉に関する相談業務等に３年以上従事した社会福祉主事

（３）兼務関係について

　センターにおける各業務を適切に実施するために、センター以外の業務との兼務は基本的には認められず、センターの業務に専従していることが必要であるが、介護予防支援の事業については、センターが指定介護予防支援事業者としての指定を受けて行う業務とされているため、センターの職員と指定介護予防支援事業所の職員とは、(1)及び(2)の各要件を満たすものであれば、兼務して差し支えない。また、利用者の給付管理に係る業務等の事務的な業務に従事する者は、人員の基準の対象外であるため、兼務して差し支えない。

　　また、指定介護予防支援事業所の管理者は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならないとされているが、指定介護予防支援の業務及びセンターの業務に従事する場合には、兼務することとしても差し支えない。

　　　加えて、認知症総合支援事業の実施に係る支援チーム員並びに推進員についても、センターにおける総合相談業務と一体的に実施することが効果的であることから、兼務を可能とする。

（４）職員の欠員の対応について

　　センター職員に欠員が生じた場合は、町に報告の上、速やかに補充し業務に支障がないようにすること。また、法人内にセンターをバックアップできる体制を整えるように努めること。

（５）センター職員の連携について

　センターの職員は、センターにおける各業務を適切に実施するため、組織マネジメントを通じて、管理者及び保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の三職種をはじめとするセンターの職員全員が、地域の課題に対する共通認識を持ち、目的を共有化し、連携及び協力して業務を実施しなければならない。

８　業務の実施について

（１）業務は本仕様書に基づいて実施すること。

（２）事業受託者は業務の実施にあたっては関係法令及び条例等を遵守すること。

（３）事業受託者は業務の実施にあたっては町と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で、適切な人員配置のもとで進めること。

（４）事業受託者は業務の進捗について、町に対して定期的に報告すること。

（５）本仕様書に定めのない事項や、業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに町と協議を行い、指示を仰ぐこと。

（６）事業受託者は本業務を通じて知りえた個人情報や業務上の秘密を第三者に漏えいすること並びに資料及びデータの紛失、減失、毀損及び盗難等を防止するために必要な措置を講じること。

（７）事業受託者は苦情に対する受付体制や解決への手順、再発防止体制等について、マニュアル等を整備し、苦情等が発生した際は迅速かつ相手方に配慮した対応に努めること。また、必要がある場合には速やかに町に報告すること。

（８）事業受託者は業務の実施にあたっては新型コロナウイルス等感染症対策を講じること。また、必要に応じて町、北海道や保健所等と連携すること。

（９）事業受託者は災害時に要援護者への支援のため地域福祉支援台帳を活用できる体制を整えるとともに、避難訓練やマニュアルの作成などで関係機関と連携すること。

別　紙

委託料積算に係る参考資料

**● 積算資料の作成例**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 金　額 | 積算内訳 |
| 【基本事業分】給与関係費経費プラン作成再委託費 | ※ 円単位 | センターに配置する人員の給与及び共済費等（管理者、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、プラン作成担当者分）福利厚生費、研修等旅費、通信運搬費、需用費、光熱水費、賃借料、車両費などプラン作成再委託に係る委託料 |
| 小　計 | ① |  |
| プラン作成収入（控除額） | ② | 介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメントの作成に係る介護報酬収入 |
| 基本事業分委託料合計 | ③（①－②） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 金　額 | 積算内訳 |
| 【認知症総合支援事業費分】給与関係費経費 | ※ 円単位 | センターに配置する人員の給与及び共済費等（認知症初期集中支援チーム員及び認知症地域支援推進員分）人員については、地域包括支援センター員が兼務する場合を想定。福利厚生費、研修等旅費、通信運搬費、需用費、光熱水費、賃借料、車両費など |
| 認知症総合支援事業分委託料合計 | ④ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 地域包括支援センター運営事業委託料合計 | ③＋④ | 消費税及び地方消費税の額を含む額を記載すること。 |

※積算額については評価対象項目ではありません。